

新型コロナウィルス感染症に伴うセーフティネット保証について

セーフティネット保証の認定を受けると、市や県融資の新型コロナ感染症関連の資金がご利用できます。

1. セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証について

比較する前年同月（同期）が、新型コロナ感染症の影響を受け出した令和2年2月以後の月は比較対象には入らず、原則として前々年同期と比較します。詳細はウラ面をご覧ください。

保証制度名称	認定要件（*）
セーフティネット保証4号 (指定期間:令和2年2月18日～令和3年12月1日)	① 原則、1年以上事業を継続していること。 ② <u>令和2年新型コロナウィルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少すると見込まれること。</u>
セーフティネット保証5号 (業種指定期間： 令和2年5月1日～ 令和3年12月31日)	① 指定業種に属する事業を行っていること。 (令和3年8月以降指定業種が変更されています。) ② 直近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること。なお、直近3か月間の期間については、令和2年新型コロナウィルス感染症の影響を受けた時期を考慮し、当面の間、柔軟な運用を行っています。詳しくはお問い合わせください。
危機関連保証 (指定期間:令和2年2月1日～令和3年12月31日)	① 令和2年新型コロナウィルス感染症の影響により、経営に支障を来している中小企業者 ② 原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれること。

2. セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定手続きについて

(1) 申請・認定窓口 新型コロナウィルス商工業者相談窓口（市役所13階）
または、各総合支所産業振興課

(2) 申請時に必要なもの

保証制度名称	必要な書類	様式等
セーフティネット保証4号	中小企業信用保険法第2条第5項 <u>第4号</u> の規定による認定申請書	市所定の様式
	申請書の添付書類	市所定の様式
	1年以上の事業継続を確認できる書類	登記簿や確定申告書の写しなど
	売上等が確認できる書類	試算表、売上台帳など
セーフティネット保証5号	中小企業信用保険法第2条第5項 <u>第5号</u> の規定による認定申請書	市所定の様式
	申請書の添付書類	市所定の様式
	営む事業の業種が確認できる書類	登記簿や確定申告書の写しなど
	売上等が確認できる書類	試算表、売上台帳など
危機関連保証	中小企業信用保険法第2条 <u>第6項</u> の規定による認定申請書	市所定の様式
	申請書の添付書類	市所定の様式
	売上等が確認できる書類	試算表、売上台帳など

※上記以外に、印鑑（個人の場合は代表者の印鑑、法人の場合は印鑑登録している代表者印）。

※創業後1年を経過していない、前年以降の店舗増加等によって、前年の売上高との比較が困難な場合は、ウラ面をご覧ください。

<お問合せ先>〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市商工観光労働部商工政策課

Tel：0942-30-9133 Fax：0942-30-9707

メール：syoko@city.kurume.fukuoka.jp



セーフティネット保証等の認定における留意点

1. 新型コロナ感染症が発生してから、1年以上経過した後の前年同期売上の比較について

- セーフティネット保証4号、危機関連保証の認定における売上高の比較は、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高は比較対象に入らず、原則として前々年同期と比較します。
- ただし、新型コロナ感染症の影響を受けた時期は事業者により異なることから、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、前年同期と比較します。
- なお、セーフティネット保証5号については、最近3か月間の売上比較する場合を除き、上記、セーフティネット保証4号等と同様に取り扱います。

例：申請月が3月 同感染症の影響を受けた時期が令和2年3月の場合

直近1か月の売上比較	令和3年2月売上実績	令和2年2月売上実績
見込2か月の売上比較	令和3年3月売上見込	平成31年3月売上実績
	令和3年4月売上見込	平成31年4月売上実績

令和2年3月、4月は感染症の影響を受けた後なので、前々年の平成31年3月、4月の売上と比較。

- 申請の際は、該当月の売上高がわかる書類をご持参ください。

2. 前年実績の無い創業者や前年以降店舗や業容拡大した事業者の認定基準の運用緩和

- 店舗増加等によって、単純な売上高の前年比較では認定が困難な事業者については、以下のいずれかの基準をもって認定を行います。前年の売上実績がない創業者については、①の基準で認定を行います。

①	最近1か月の売上高と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高を比較
②	最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高を比較 + その後2か月間見込を含む3か月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較
③	最近1か月の売上高と令和元年10～12月の平均売上高を比較 + その後2か月間見込を含む3か月の売上高と令和元年10～12月の3か月を比較

- 申請様式は、上記基準ごとに異なりますので、オモテ面のお問い合わせ先までお尋ねください。

3. 緊急事態宣言発出等で、急激な売上減少などへの認定対応について

- 緊急事態宣言発出等で急激に売上減少した場合、直近2週間以上の売上高実績を月換算し、前年比較を行うことができます。
- 詳細は、オモテ面の問い合わせ先までお尋ねください。

4. 危機関連保証の認定による融資について

- 危機関連保証の認定による融資は、指定期間に融資が実行される必要があります。
※危機関連保証の指定期間はオモテ面の「1. セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証について」をご覧ください。